

居宅介護支援事業所 習志野台みゆき苑のご案内

施設運営法人等

法人名	社会福祉法人 和習会	代表者	理事長 吉田久子
事業所名称	居宅介護支援事業所		習志野台みゆき苑
介護保険事業所番号	1270907429	平成27年5月1日指定	
事業所所在地	千葉県船橋市習志野台4-46-7		
電話番号	047-461-3294	FAX番号	047-461-3295
サービス提供地域	船橋市・習志野市・八千代市・千葉市		

事業の目的

要介護状態等にある高齢者に対し、介護保険法等の基本理念に基づき介護支援専門員が個々の解決すべき課題やその心身の状況、置かれている環境等に応じて適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

運営の方針

- ① 要介護状態となった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- ② 利用者の選択に基づき、状態に合わせた適切な保険・医療・介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努める。

事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日 毎週 月曜日～土曜日（日曜休業）（12月30日～1月3日を除く）

営業時間 9：00～17：00

事業所の体制

管理者	事業所内の管理を一元的に行います。（介護支援専門員1名）
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。介護給付費等の請求業務及び通信連絡業務等を行います。
事務員	必要な事務処理等を行います。

居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画書の作成
- ② サービス実施状況の把握と評価
- ③ 居宅サービス事業者との連絡調整と計画への反映
- ④ 居宅サービス計画の変更
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 居宅サービス計画等の情報提供

利用料金

原則として、要介護認定を受けられた方の居宅介護支援に係る利用料（基本料金、加算料金）は、介護保険制度から全額給付され、自己負担は発生しません。

守秘義務

事業所はサービスの提供中及び終了後においても、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

個人情報の保護

事業所はサービス担当者会議等において使用する個人情報について、利用者及び家族等より予め文書で同意を得て使用します。

個人情報が含まれる記録物については、関係法令、ガイドライン等に基づいて個人情報保護に努めます。

事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。

身分証携帯義務

事業所の介護支援専門員は常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた際に身分証を提示します。